

# 日本振興銀行役員責任追及訴訟（第2事件）について

2012年8月21日  
株式会社整理回収機構

## 第1 検討の概要

整理回収機構は、2011年4月25日に日本振興銀行株式会社の損害賠償債権の譲渡を受け、役員の実任について検討を行ってきた。2011年8月23日に損害賠償請求事件1件及びこれに付随する詐害行為取消請求事件を提訴したが、引き続き検討を続けた結果、損害賠償請求事件1件について提訴すべきとの結論に達したので、本日、提訴を行った。以下に案件の概要を説明する。

## 第2 提訴案件の概要

### 1 概要

本件は、2010年9月に破綻した日本振興銀行の旧取締役の実任を問う訴訟である。

日本振興銀行は、同銀行が構築した「中小企業振興ネットワーク」において中心的役割を担わせていた中小企業保証機構株式会社（以下「中小企業保証機構」という。）との間で、2010年3月11日、極度額金85億円の「特殊当座借越契約」を締結し、これに基づき、翌12日に金85億円の融資を実行した。

本件融資のうち、金10億5009万2056円は特段の担保も徴求せずに新規に資金が流出したものであったが（残りは、既存融資返済への充当及び手数料の支払い）、中小企業保証機構は、本件融資時には大幅に財務状況が悪化していた。

中小企業保証機構は、本件融資の7か月後である2010年10月に、東京地方裁判所に対し民事再生を申し立てて経営破綻し、本件融資についても多額の損害が発生することとなった。

本件の被告らは、取締役としての任務を怠って2010年3月1日の取締役会において本件融資を決裁したものであり、日本振興銀行に対し、会社法423条1項に基づき、損害賠償の責を負うものである。

なお、被告木村剛は、本件融資実行の時点で、日本振興銀行自体も大幅に財務状況が悪化しており（実際、日本振興銀行は、2010年5月27日、1億円以上の融資業務等につき停止命令処分を受けている。）、同行の株式の実質的な価値が著しく低下していることを認識していた。それにも関わらず、被告木村は、本件融資を実行させ、本件融資実行直後に、自ら所有する日本振興銀行の株式を、一株33万5000円もの価額（総額3億1825万円）で中小企業保証機構に買い取らせているが、本件融資金の一部がこの購入資金に充てられたものと推測される。本件融資は、その意味でも悪質性の高い案件である。

## 2 請求の趣旨

### (1) 被告

		現在の年齢
取締役兼代表執行役	木村 剛 (きむら たけし)	50歳
取締役兼代表執行役	西野達也 (にし の たつや)	56歳
取締役兼執行役	山口博之 (やまぐち ひろゆき)	51歳
取締役兼執行役	関本信洋 (せきもと のぶひろ)	40歳

### (2) 請求の趣旨

被告らに対し連帯して金5億円を請求。

## 3 違法行為

2010年3月1日の取締役会において、中小企業保証機構に対する85億円の融資を決議(同年3月12日に実行)。

## 4 責任

銀行の取締役は、融資業務の実施に当たっては、元利金の回収不能という事態が生じないよう、債権保全のため、融資先の経営状況、資産状態等を調査し、その安全性を確認して貸付を決定し、原則として確実な担保を徴求する等、相当の措置をとるべき義務を有するところ、

(1) 本件融資先である中小企業保証機構は、日本振興銀行が自ら「要注意先」と査定していた先であり、融資当時は大幅に財務状況が悪化していた。しかも、中小企業保証機構の収入の8割は、日本振興銀行からの保証料と業務委託料であったところ、中小企業保証機構は、ネットワーク企業に対する融資について過大な連帯保証を押し付けられていたのであるから、それと引き換えに保証料の支払を受けても採算が合うはずはなく、その大幅な赤字を隠蔽するため、ことさらに過大に算定した業務委託料が支払われていたに過ぎないものであって、実質的には収益力がなかった。被告らはこれらの事実を十分に認識していた。

(2) 本件融資の際、特段新たに担保を徴求することはなく、本件融資の実行により与信が95億0400万円と増加したのに対し、保全分は30億円のままであり、不足分が65億0400万円であることは取締役会資料に明記されていた。しかも、この担保の内容は、日本振興銀行株式(自行の株式である上、譲渡制限があり、かつ融資時点で経営危機にあった。)、ネットワーク企業(2011年1月民事再生申立て)の株式265万株、ネットワーク企業への貸金債権6億円(担保掛目35%で2億1000万円と評価している。)を含むもので、担保としての質は低かった。

(3) 中小企業保証機構は、前述のとおり、その売上の8割以上を日本振興銀行に依存しており、同行の支援がなければ企業としての存続すら困難であった。しかしながら、本件融資当時、日本振興銀行本体も、経営危機にあつて、近い将来、業務停止命令等の行政処分を受けることが確実視される状況であった。この意味からも、本件融資当時、中

小企業保証機構は企業として存続の危機に瀕していたと評価でき、このような会社に対して融資した場合には、その返済が困難となることは明らかであって、当然、被告らもこれを認識していたものである。

#### 5 損害

本件融資85億円のうち、71億9490万7944円は既貸付金に対する元利金の返済に充てられ、2億5500万円は事務手数料として銀行が支払を受けているので、本件融資により新規に銀行外部に流失した額は、これらの額を控除した10億5009万2056円であり、これが本件における損害となる。

本訴訟では、上記損害額10億5009万2056円の内金として5億円を請求するものである。

以上